

政治資金規正法施行規則の改正について

～登録政治資金監査人登録申請書の添付書類の見直し～

1. 改正イメージ

登録政治資金監査人に係る登録申請書の添付書類を規定している政治資金規正法施行規則第27条第1項について、総務省行政評価局による「申請手続等の見直しに関する調査 結果に基づく勧告」を踏まえ、申請者の負担の軽減を図る観点から、以下のとおり改正する。

改正前	<ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍の抄本 ② 住民票の写し ③ 欠格事由に該当しない旨の宣誓書 ④ 申請者の写真 ⑤ 上記に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面 (該当なし)
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ① 本籍記載のある住民票の写し ② 欠格事由に該当しない旨の宣誓書 ③ 申請者の写真 ④ 上記に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面 (<u>旧姓の使用を希望するときは、戸籍の抄本</u>)

予定どおりに改正が行われれば、改正後の同項第4号に基づき、今後の委員会で、旧姓の使用を希望するときは戸籍の抄本の添付を要する旨を決定する必要がある。

2. 今後の主なスケジュール（予定）

平成30年2月上旬まで	意見公募手続（35日間）
2月下旬頃	一部改正省令の公布（官報掲載）
3月下旬	<u>旧姓の使用を希望するときは戸籍の抄本の添付を要する旨の委員会決定</u> (第6回政治資金適正化委員会)
6月1日	一部改正省令の施行、委員会決定の適用